

東京大学総長企画室内規

令和5年3月16日
総長裁定
改正 令和5年6月22日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学総長企画室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、総長の求めに応じ、UTokyo Compass（令和3年9月30日公表）に掲げる自律的で創造的な大学モデルを構築していくため、必要な総長の役割を踏まえ、経営ビジョンの具体化、経営資源の獲得及び多様なステークホルダーとの対話その他の大学モデルの構築に資する迅速かつ実効性のある総長の諸活動及びその方針に関し、助言を行う。

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、総長をもって充てる。
- 3 副室長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 4 副室長は、室長を補佐する。
- 5 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各総長室アドバイザー
- (2) 総長が指名する理事、副学長又は執行役
- (3) その他総長が指名する本学の教職員

6 室長は、室の下にワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第4条 室の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課及び国際戦略課において処理する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、室の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年6月22日から実施する。